

会議結果について

平成26年第1回市議会定例会は、2月28日招集され、会期を3月18日までの19日間と定め、市長の市政執行方針の説明を受けた後、一般質問は10、11日の2日間5名の議員から市の行政全般にわたり行われたほか、議案等53件の審議を行いました。このうち新年度当初予算（広報もんべつ4月号に掲載）以外の主な内容についてお知らせします。

□報告

次の2件が報告されました。

- 定期監査の結果について
- 財政援助団体監査の結果について

□補正された予算

平成25年度一般会計予算に564,351千円が追加され、総額で17,432,971千円となりました。

補正された内訳は次のとおりです。（△は減額）

○総務費	325,827千円
○民生費	△24,675千円
○衛生費	△26,700千円
○農林水産業費	258,443千円
○商工費	△8,886千円
○土木費	61,053千円
○消防費	△16,009千円
○教育費	1,000千円
○公債費	△11,700千円
○給与費	5,998千円

このほか、国民健康保険事業特別会計、港湾埋立事業特別会計、土地取得事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計についても予算補正が行われました。

□可決された主な条例

◆紋別市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

障害者総合支援法の一部改正に伴い、審査会名の改正を行うなど所要の改正が行われました。

◆紋別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用等について定めるため、本条例が制定されました。

◆紋別市公共施設等整備基金条例の制定

市が保有する公共施設等の修繕及び改修に要する経費確保のための整備基金を設置するため、本条例が制定されました。

◆紋別市青少年問題協議会条例の一部改正

第3次一括法による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、委員の任命基準を定めるなど所要の改正が行われました。

◆紋別市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の全部改正

第3次一括法による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準等について定めるため、所要の改正が行われました。

◆紋別市渚滑運動公園条例の廃止

市内運動施設の整備、拡充による利用者減少に伴い渚滑運動公園を廃止するため、本条例が廃止されました。

◆紋別市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員等について定めるため、本条例が制定されました。

◆紋別市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準を定めるため、本条例が制定されました。

◆紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関し必要な事項を定めるため、所要の改正が行われました。

◆紋別市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定めるなど所要の改正が行われました。

◆紋別市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正

障害者総合支援法の一部改正に伴い、法律から引用する審査会名が改められたため、所要の改正が行われました。

◆紋別市保育所設置条例の一部改正

市立保育所に指定管理者制度の導入を図るため、所要の改正が行われました。

◆紋別市産業研修センター条例の制定

地域産業の担い手の育成及び確保等を目的とする紋別市産業研修センターを設置するため、本条例が制定されました。

◆紋別市証明等手数料条例の一部改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名が改められたため、所要の改正が行われました。

◆紋別市空き家等の除却に関する条例の制定

管理不全な状態となった空き家等の除却費用の一部を補助することにより、市民の安全で安心な暮らしの確保及び地域の良好な景観保全を目的として、本条例が制定されました。

□条例以外の議案

◆住居表示を実施する区域及び当該区域における住居表示の方法

住居表示の実施にあたり、住居表示実施区域（落石町3丁目）及び住居表示の方法について可決されました。

□人事

◆人権擁護委員候補者の推薦

本市人権擁護委員であります船山洋子氏の任期が本年6月30日をもって満了となることに伴い、後任の候補者として同氏を推薦することについて可と答申されました。

□意見書

次の7件が原案可決されました。

- ◎2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書
- ◎地方消費者行政に対する国の実効的施策と支援を求める意見書
- ◎地方交付税の安定的確保を求める意見書
- ◎地域の中小企業の支援を求める意見書
- ◎公共事業における国産材の活用を求める意見書
- ◎再生可能熱利用の推進を求める意見書
- ◎災害時多目的船の導入を求める意見書